

平成24年5月18日

各 位

株式会社武蔵野銀行

元行員による不祥事件について

この度、弊行におきまして、誠に遺憾ながら下記の不祥事件が発生いたしました。

弊行は、法令遵守を経営の最重要課題に位置づけ、内部管理態勢を強化しておりましたが、かかる不祥事件を発生させたことを真摯に受け止めております。

社会的、公共的に大きな役割を担い信用を旨とするべき金融機関として、かかる事態を招いたことについて役職員一同深く反省するとともに、日頃から弊行を信頼し、お取引をいただいているお客様に心からお詫び申し上げます。

記

1. 事件の概要

弊行、新河岸支店に勤務していた融資課支店長代理の元行員(男性、54才)が、平成22年2月から平成24年3月にかけて、手数料支払の名目でお客様からお預かりした普通預金払戻請求書を利用し、現金の引き出しを行う等の手口で着服していたものです。なお、着服累計額は、214万円でした。

2. 被害に遭われたお客様への対応

被害に遭われたお客様には、事実関係をご説明した上で、深くお詫び申し上げます。また、お客様の被害額につきましては、弊行が全額弁済いたしました。その後、弊行は元行員より全額弁済を受けております。

3. 人事処分について

当該行員については、社内規定に則り、すでに懲戒解雇処分といたしました。また、管理監督者についても社内規定に則り、厳正な処分を行う予定です。なお、経営陣は、内部統制の責任から役員報酬の一部返上を実施いたします。

4. 関係機関への届出について

本件発覚後、法令に基づき監督官庁等関係機関への届出・報告を行いました。また、本件については、警察への通報を行っております。

5. 今後の対応

弊行は、本事件を厳粛に受け止め、内部管理態勢の一層の充実・強化を図るなど、信頼回復に向けて、役職員一同、全力を挙げて取り組んでまいります。

以 上

本件に関するお問い合わせ窓口 営業企画部 お客さまサービス推進室 電話048-641-6111 (代表)
--